平成２２年（フ）第４号
滋賀県草津市矢橋町1524番地15、前住所滋賀県湖南市菩提寺1582番地127
債務者　山口　一夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５号
滋賀県草津市矢橋町1524番地15、前住所滋賀県湖南市菩提寺1582番地127
債務者　山口　輝美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７号
大津市北比良1274番地の５
債務者　池田　伸司
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３号
滋賀県栗東市大橋１丁目９番27―201号
債務者　木村　誠子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０号
大津市日吉台１丁目23番７号
債務者　山口　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５号
大津市美空町１番12―502号
債務者　中原　　勉
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０号
滋賀県草津市穴村町407番地１
債務者　田中さよみ
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７３号
大津市和邇高城27番地の２
債務者　田中　義樹
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２４１７号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１―11棟304号
債務者　山本　敬教
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１８号
京都市西京区大枝北福西町４丁目１番地１―11棟304号
債務者　山本登紀美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
京都府城陽市平川広田15番地の１　雇用促進住宅城陽宿舎３棟103号
債務者　牧　　知里（旧姓神村）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３９号
京都市伏見区深草泓ノ壺町117番地　デトム・ワン城南宮道404号室
債務者　桑原　光夫
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
京都市北区紫野東野町13番地の８
債務者　江上こと　姜　　信圭
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９０号
京都府城陽市寺田樋尻43番地の８　クラウンビル２階201号
債務者　西川　良子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
京都府八幡市美濃山ヒル塚25番地の33
債務者　南野　勝美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１９９号
京都市伏見区白銀町954番地　コーポ白銀206号
債務者　石川　みき
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２１７号
京都府八幡市男山八望２番地　C20―102
債務者　天達まつ江
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係